

議案第85号

福岡市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、公園の占用料の額を適正なものに改める等の必要があるによる。

福岡市公園条例の一部を改正する条例

福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第18条の2」に改める。

第3条の4第1項第1号中「敷地面積は」の次に「、0.1ヘクタール以上とし、かつ」を加え、同項第2号中「敷地面積は」の次に「、1ヘクタール以上とし、かつ」を加える。

第4条第1項第3号中「興業」を「興行」に改める。

第5条第6号中「表示する場合」の次に「並びに市長が特に認める場合」を加える。

第6章中第19条の前に次の1条を加える。

（連帯保証人及び保証金等）

第18条の2 市長は、公園施設の設置若しくは管理の許可又は公園の占用の許可を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者に連帯保証人を立てさせ、又は市長の定める保証金を納付させ、若しくは必要な担保を徴することができる。

別表第2の2博多の森補助競技場の項中

1	日	17,000円
---	---	---------

 を

1	日	17,000円
1人1回		200円

に改め、同表博多の森テニス競技場附属施設の項中

温水シャワー	1 回	100円	」を に改める。
温水シャワー	1 回	100円	
トランシーバー	1日1台	150円	」

別表第4 占用料の欄を次のように改める。

占 用 料
2,600円
3,000円
520円
3,000円
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.010を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額
2,380円
3,000円
590円
590円
3,070円
15,370円
400円
1,150円
420円

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2の2博多の森補助競技場の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。